

豊かな人生を送るために
「人生会議」の普及啓発を推進する条例
逐条解説

令和2年7月
大分県議会

(前文)

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくことは多くの県民の願いであり、そのためには住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることが非常に重要となる。

地域包括ケアシステムの構築・充実を図るには、医療・介護等の専門職のみならずそこで暮らす住民の理解、協力が必須であり、「人生会議」に対する理解が広がることにより、地域での関心がさらに高まると考えられる。

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組である。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、ここに、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、この条例を制定する。

【趣旨】

「人生会議」の普及啓発を通じて地域包括ケアシステムへの関心を高め、豊かな人生を送ることができる大分県を目指し、この条例を制定するに至ったことを宣言するため、前文を設けました。

【解説】

現在、我が国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを進めていくことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

国（厚生労働省）は、英米諸国で進められていたアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組について、2018年（平成30年）に「人生会議」という愛称を名付け、本格的に取組みを開始しました。

地域包括ケアシステムの構築・充実は、人生会議における選択を広げ、より本人らしい生活の確保につながります。さらに、地域住民の間に人生会議に関する理解が広がることは、自らの住む地域における地域包括ケアシステムに関心の向上へと結びつきます。

厚生労働省が設置した検討会（人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会）による報告書では、

- 人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・ケアが行われるようにするためには、人生の最終段階における医療・ケアについて繰り返し話し合う取組が、医療・介護の現場だけではなく、国民一人一人の生活の中に浸透することが必要である。
- 現在は、医療・介護現場における意思決定支援の実践や地方自治体の情報提供の取組は、十分に広まっていない。
- 国民全体が、人生の最終段階における医療・ケアについて、ACP等の概念を盛り込んだ意思決定及びその支援の取組の重要性をより深く理解できるよう、一層の普及・啓発が必要である。
- 取組が広く行われるような環境をつくっていくことで、全ての国民が、自分らしい暮らしを送りながら、人生の最終段階における医療・ケアを自らが選択し、本人と家族等が納得したうえで、人生の最終段階を迎える状況が実現していく。

としており、（この時点では「人生会議」という愛称は定められていませんでしたが、）普及啓発の目的と必要性が示されています。

高齢化が全国と比較し急速に進む本県において、長寿といういわば「人生の量的な側面」に加えて、「人生の質的な側面」を高める取組が求められ、これに「人生会議」が有効だと考えています。しかし、国の先導により、「人生会議」の全国的な取組みが始まって間もないことから、県としてまずは広く県民に対し、「人生会議」の普及啓発（適切な情報提供等）を丁寧に進めていくことが重要であると考えています。

（目的）

第1条 この条例は、県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的を定めたものです。

【解説】

本条例は、人生会議について普及啓発を広く推進し、県民の理解を促進することを目的としています。「人生会議」の取組自体は、ご自身が主体となって、ご家族やご友人、医療・ケアの専門家などと何度も話し合いを繰り返し、共有する取組となりますが、本格的な取組が始まったばかりである現時点では、県が中心となって県民に対する適切な情報提供を行うことで、理解の裾野を広げ、十分な浸透を図る必要があります。

（定義）

第2条 この条例において「関係機関」とは、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。）、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。）その他の人生会議に関係する機関・施設等をいう。

【趣旨】

本条例の用語について定義するものです。

【解説】

関係機関として、病院や診療所などの医療機関、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、さらにその他の人生会議に関係する機関・施設等については、社会福祉協議会や民生委員、有料老人ホームなどを想定しています。

なお、「人生会議」について厚生労働省は、「人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組」としていますが、本条例は広く県民を対象とした普及啓発の推進を目的としていることから、前文内で「本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組」とし、「人生の最終段階」という限定された期間を表す表現は使用していません。

時期を問わず、県民それぞれが自らにとって「人生会議」が必要と感じた、まさにその時から、取り組むことを意識し、医療やケアのことだけに限らず、自分にとって大切なことや望んでいることを、将来のもしもの時に備えて、少しずつ考え、周囲の信頼する方と話し合い共有することを始めていただきたいと思います。

(普及啓発の推進)

第3条 県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

一 人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

二 日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

【趣旨】

本条は、人生会議の普及啓発の推進と、それを行うにあたり配慮すべき点について定めたものです。

【解説】

1 リーフレットの配布やセミナーの開催は例示であり、その他あらゆる手段を活用し、効果的な普及啓発を行う必要があります。

2 県民に対する「人生会議」の普及啓発を進めていきますが、これは決して人生会議に取組むことを強制するものではなく、各人のお考えによることとなります。また、「人生会議」には人の内面などに関わるデリケートな側面もありますので、お立場やご心情に十分配慮し、誤解を招かないよう進める必要があります。

(人材の育成)

第4条 県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が行う人生会議の普及啓発を担う人材育成について定めたものです。

【解説】

地域における普及啓発を効果的に進めるには、市町村や関係機関との連携が重要となります。このため県は、市町村や関係機関の職員等に対し知識習得や理解促進のための研修を行うなど、人材の育成に取組む必要があります。なお、関係機関の職員等には、第2条に規定する関係機関の医師や看護師などの医療従事者をはじめ、介護職員、その他の職員など広く対象として含まれます。

(市町村及びの関係機関の役割)

第5条 市町村及び関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、市町村及び関係機関の役割について定めたものです。

【解 説】

- 1 市町村は県と連携して、地域におけるセミナーの開催などに協力するとともに、自主的に創意工夫した普及啓発に努めるよう求めています。例えば医療や介護に係る担当部局は、ご本人やご家族等が医療や介護等に関する相談に訪れた際に、人生会議に関するリーフレットを配布するなどして、適切な情報提供を行うといったことなども考えられます。
- 2 関係機関は、ご本人や身近で支えるご家族に対して、医療や介護サービスの相談で来られたときや、サービス提供の機会などを通じて、ご本人やご家族が置かれている状況に合わせて適切な情報提供を行うなどの支援に努めるよう求めています。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

【趣 旨】

本附則は、この条例の施行期日を定めたものです。

【解 説】

- 1 本条例は公布の日（令和2年7月8日）に施行されます。
この条例は、県民等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず施行するものです。